

産業廃棄物最終処分場（三原市）に係る対応等について

1 要旨

- 県は、産業廃棄物最終処分場（三原市）における浸透水の行政検査において、鉛及びその化合物が廃棄物処理法の基準値を超過したため、事業者に対して原因の究明及びそれに応じた改善措置を内容とする生活環境の保全上必要な措置を講じるよう令和6年8月7日付けで指導したところである。
- 令和6年8月19日に事業者から改善報告書が提出され、県において、専門家の助言も受けながら、改善措置の内容が適正であることの検証及び浸透水の水質が行政検査により基準に適合していることを確認したことから、令和6年9月4日付けで産業廃棄物の搬入及び埋立処分の再開を認めた。
(※ 搬入が停止された期間は、令和6年8月11日～令和6年9月3日までの24日間)

2 今後の対応

- 搬入再開後は、当面、浸透水の行政検査を強化して実施する。なお、基準を超過した場合は、廃棄物処理法に基づき厳正に対応する。
- 引き続き、事業者に対して、地元住民へ対応状況の説明に努めるよう促す。

3 事業者から報告された改善措置等の概要

- 事業者が浸透水の水質基準超過の原因と推定した井戸水及び県の行政検査で基準を超過した浸透水について、県は、有識者に助言を受け、懸濁物質による影響を検査により検証したところ、鉛による汚染が懸濁物質に起因することが判明した。
- 併せて有識者の意見も踏まえつつ、事業者から報告された浸透水の水質基準超過の原因と生活環境保全上必要な措置（改善措置）の内容について審査したところ適正に実施されていることを確認した。

<事業者から報告された原因と生活環境保全上必要な措置（改善措置）の概要>

	項目	報告内容	対応
1	廃棄物の影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入時に全量に対し展開検査を実施し、異物混入が確認された場合、全量を持ち帰らせており、異物の混入する可能性はない。 ・浸透水の集排水管（暗渠）の上部の埋立廃棄物を採取して溶出試験を行ったところ、鉛の検出はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き展開検査の徹底を図る。
2	覆土の影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・覆土及び覆土用にストックしていた土を採取して溶出試験を行ったところ、鉛の検出はなかった。 	
3	場内で使用している井戸水の影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に浸透水の集排水管（暗渠）を洗浄しており、清浄と考えた井戸水を使用していたが、洗管作業に使用していた井戸水から基準値を超える鉛が検出された。 ・井戸水は取水時に懸濁物質が混入する可能性があり、この懸濁物質には鉛が吸着している可能性が大きい。 ・行政検査の直前に降雨があり、採水時には通常より浸透水の水量が多く、薄茶色に濁っていた。 ・このことから、洗管時に井戸水に含まれる懸濁物質等が管内壁面等に付着・残留し、検査直前の降雨の影響で浸透水が増加したことにより、付着・残留した懸濁物質が洗い出されて、一時的に浸透水の水質に影響したものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛を含まない河川水による洗管を実施後、浸透水を検査し、鉛が検出されなくなったことを確認した。 ・今後、洗管作業には井戸水を使用せず、鉛を含まない河川水により洗管作業を実施する。

4 県による水質検査結果

(1) 廃棄物処理法に基づく行政検査

- 令和6年7月24日の検査で基準を超過した項目（鉛及びその化合物）について、事業者による改善措置後の状況を確認するため、令和6年8月27日に浸透水及び周縁の地下水の行政検査を実施した。
- この結果、7月24日の検査で廃棄物処理法の基準値を超過した浸透水（2箇所）は、いずれも基準値を下回っていた。
- 処分場周縁の地下水（1箇所）においても基準値を下回った。

浸透水採取箇所	改善前（7/24 採取）	改善後（8/27 採取）	基準値
浸透水（北西部）	0.017 mg/L	0.008 mg/L	0.01 mg/L
浸透水（北東部）	0.018 mg/L	ND（定量下限値未満）	
地下水（下流井戸）	0.011 mg/L	0.005 mg/L	

(2) 周辺生活環境への影響把握のために実施した最終処分場下流の水路の調査

- 最終処分場下流の水路（日名内川農業用取水口付近）において、令和6年8月7日の調査に引き続き、令和6年8月27日の調査においても、鉛はND（定量下限値未満）であり、環境基準※に適合していた。

浸透水採取箇所	8/7 採取	8/27 採取	環境基準※
日名内川農業用取水口付近	ND（定量下限値未満）	ND（定量下限値未満）	0.01 mg/L

※ 環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められた行政目標である。長期間の飲用を想定した際の健康への影響の観点から設定されるもので、毎日2リットル、70年間飲み続けても影響がない値とされている。

5 再開を認める理由

- 令和6年7月24日に採水した浸透水の基準超過の原因究明とそれに対する環境保全上必要な措置が完了していることを8月26日までに確認した。
- また、改善措置後の状況を確認するため、8月27日に浸透水の行政検査を実施したところ、基準に適合していることを8月29日に確認した。
- 以上、改善措置が実施されたと認められるため、廃棄物の搬入及び埋立処分の再開を認めることとする。
- なお、搬入再開後は、当面、浸透水の行政検査を強化して実施する。なお、基準を超過した場合は、廃棄物処理法に基づき厳正に対応する。

【参考1】産業廃棄物最終処分場の概要

設置者	ジェイ・エー・ビー協同組合 代表理事 藤田 貴之 (東京都目黒区洗足二丁目17番21号)
所在地	三原市本郷町南方字観音平 22179 番地1外6筆
施設の種類	安定型最終処分場
施設能力	埋立面積：96,939 m ² 、埋立容量：1,038,125 m ³
埋立品目	廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類
設置許可年月日	令和2年4月23日
処分業許可年月日	令和4年8月26日

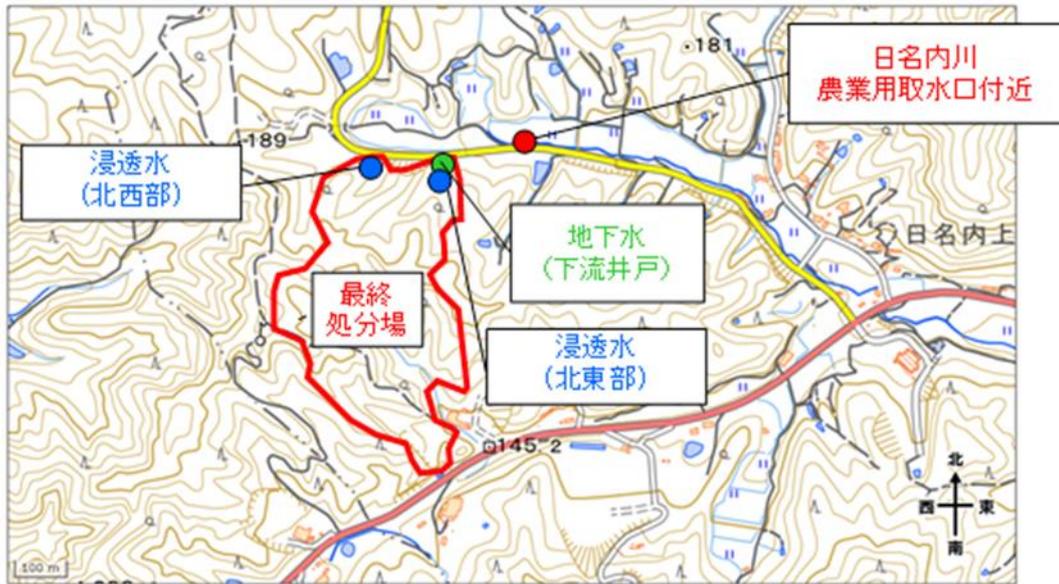
【参考2】最終処分場の維持管理基準の概要

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第2項第2号へ

次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

- (1) 浸透水に係る地下水等検査項目（有害項目）の水質検査の結果、基準に適合していない場合。
- (2) 生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の水質検査の結果、BODが20mg/L又はCODが40mg/Lを超えている場合。

【参考3】水質検査採水箇所



電子国土 WEB(国土地理院)を加工して作成